

## 市町村、関係団体等から寄せられた主な意見と県の考え方

## ＜岡山県住生活基本計画（素案）について＞

	意見の要旨	県の考え方
1	全国計画では、脱炭素など先進的な施策が盛り込まれている。県計画は全国計画に即して定めるとされているので、積極的に反映させてほしい。	全国計画に盛り込まれている施策については、地域の実情等を踏まえて適切に反映させてまいります。
2	災害時でも自宅で生活できるよう、太陽光発電等を利用した生活インフラを確保する家づくりなどの啓発を入れてはどうか。	災害時の居住継続が可能な住まいづくりに向けた啓発は重要であることから、関連する施策を追記します。
3	平成30年7月豪雨災害では、応急仮設住宅として民間賃貸住宅が多く利用された。今後発生が想定される大規模災害でも同様の事態が予想されるので、応急仮設住宅に関する施策で民間賃貸住宅の利用にも触れてほしい。	大規模な災害により多くの住宅が被災した場合、被災者の居住の確保のため、民間賃貸住宅を含めた応急仮設住宅の供給が必要となります。ご意見を踏まえ、施策例を追記します。
4	目標2で、既存の公営住宅の長寿命化を施策として掲げているが、昭和40～50年代に建設された公営住宅を既存のまま長寿命化することは技術的に困難でコストもかかる。建替えの方が有効ではないか。	人口減少や高齢化の進行を踏まえると、既存ストックの活用が重要であり、施策の方向として長寿命化を掲げています。既存の公営住宅の在り方については、管理するそれぞれの団体において、地域の実情も踏まえて適切に判断されるべきと考えています。
5	住人（所有者）の加齢に伴い、マンションの維持管理や解体・修繕は非常に困難になり、今後大きな問題になることが想定されるため、そうした危機感を書き加えてはどうか。	全国的にマンションの老朽化が進んでおり、その対策に向けてマンション管理適正化法・マンション建替え円滑化法が改正されています。今後、制度の普及・活用を図る上で、ご意見のような危機感も交え、周知・広報を行っていきたいと考えています。

6	<p>ライフステージの各段階の住宅ニーズに効率的に対応するため、定期借家制度の普及・啓発を掲げていると思うが、同制度はまだ馴染みが薄く、注意すべき点も多いので、その扱いは慎重にしてほしい。</p>	<p>定期借家制度の活用により多様な賃貸住宅の供給が期待される一方で、途中解約のケースが限定されるなど貸す側・借りる側双方において注意すべき点もありますので、関係団体とも連携・協力しながら普及に努めたいと考えています。</p>
7	<p>目標7、目標8について、高齢者は住宅確保要配慮者に含まれることを考えると、高齢者の住居の問題は要配慮者の問題といえるものでもあり、計画の施策体系として違和感をおぼえる。</p>	<p>「住生活基本計画」、「高齢者居住安定確保計画」、「賃貸住宅供給促進計画」は、それぞれ別の法律に基づき策定するものですが、法定要件を満たせば1つの計画として策定することができるため、計画策定業務の効率化を考慮し、住生活基本計画の一部として掲載しているものです。</p>
8	<p>県営住宅の移管については、市町村との十分な協議を重ねて進めてほしい。</p>	<p>県営住宅の移管にあたっては、地元市町村における公営住宅の効率的な整備・運営を含めたまちづくりへの協力を含め、十分に協議しながら進めたいと考えています。</p>
9	<p>「居住支援協議会を設立した市区町村の人口カバー率」を指標に設定しているが、市町村における居住支援協議会の設立が求められるのか。</p>	<p>住宅確保要配慮者に対する効果的な支援は市町村の重要な役割であり、協議会の設立が求められていることから、関係団体とも十分協議、連携しながら進めていきます。</p>
10	<p>セーフティネット住宅情報提供システムによると、岡山県内では102棟184戸（令和4年1月現在）が紹介されている。計画に登録住宅の目標値等があれば、公的住宅でカバーしきれない部分の目安にもなるのではないか。平成29年度から新たな住宅セーフティネット制度がスタートしているが、岡山県が全国と比べて登録が進んでいるか等がわかりにくい。民間事業者によるところではあるが、新制度があまり浸透していないように見受けられる。</p>	<p>本県のセーフティネット住宅の登録数は約6,400戸（約910棟）となっています（R4.1月末時点）。登録数は競うものではなく需要を満たすものであり、県としては、住宅確保要配慮者に対する支援に向けて、市町村や関係団体と連携し、制度の周知やセーフティネット住宅の登録の促進に努めていきたいと考えています。</p>